

令和6年4月23日 開会

令和6年4月23日 閉会

(臨時第3回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 119 号

令和 6 年第 3 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 6 年 4 月 19 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和 6 年 4 月 23 (火) 午前 10 時 00 分

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて (大山町税条例の一部を改正する条例)

議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて (大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて (大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))

議案第 55 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 56 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 57 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第 1 号)

---

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
池 田 幸 恵	門 脇 輝 明
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
米 本 隆 記	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 3 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

令和 6 年 4 月 23 日（火）午前 10 時

---

### 議 事 日 程

令和 6 年 4 月 23 日（火）午前 10 時開会（開議）

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1)町長の報告

①報告第 2 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について

日程第 4 議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 8 議案第 55 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 56 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 57 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15 名）

1 番	小 谷 英 介	2 番	西 本 憲 人
3 番	豊 哲 也	4 番	島 田 一 恵

6 番 池 田 幸 恵                      7 番 門 脇 輝 明  
8 番 大 原 広 巳                      9 番 大 杖 正 彦  
10 番 大 森 正 治                      11 番 杉 谷 洋 一  
12 番 近 藤 大 介                      13 番 吉 原 美 智 恵  
14 番 岡 田 聰                      15 番 野 口 俊 明  
16 番 米 本 隆 記

---

欠席議員(なし)

---

欠員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光                      書記 ……………林 原 彰 吾

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀                      教育長 ……………鷺 見 寛 幸  
副町長 ……………吉 尾 啓 介                      教育次長……………赤 路 卓 也  
監総務課長 ……………金 田 茂 之                      地方創生……………山 根 篤 大  
財務課長……………池 山 大 司                      総合戦略課 ……………山 崎 栄 一  
税務課長 ……………角 田 雅 人                      まちづくり課長 ……………深 田 智 子  
健康推進課……………諸 遊 剛 史                      幼児・学校教育課長 ……井 上 龍  
社会教育課長……………西 尾 秀 道

---

午前 10 時開会

○議長(米本 隆記君) おはようございます。

開会前に、町民の皆様には『議員と語る会』の開催についてご案内をいたします。

5月14日から16日までの3日間、町内3か所の会場で『議員と語る会』を開催します。

令和6年度予算の概要やまちの抱える課題についてなど、町民のみなさんとの意見交換をおこないたいと思います。

ぜひお誘いあわせて、都合のよい会場へご参加ください。

詳しくは各集落の回覧をご覧ください、事務局へお問い合わせください。

次に、議員の皆さんと執行部の皆さんに申し上げます。

例年、クールビズへの取り組みが行われているところですが、本町議会におきましては、5月1日から10月31日まで、上着・ネクタイの着用は、本人の自由といたしますので、よろしく お願いしたいと思います。

---

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。  
着席してください。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は、15人です。  
定足数に達していますので、令和6年第3回大山町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（米本 隆記君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番 島田一恵  
議員、6番 池田幸恵議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（米本 隆記君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
町長から、報告第2号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項  
に係る報告についての申し出があります。  
これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。  
本日は臨時議会ということでよろしくお願いいたします。  
それでは、報告の説明をさせていただきます。  
報告第2号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告  
については、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定につ  
いて」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67  
号)第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

改正した条例の名称及び改正内容はお手元に配布しております報告書のとおりです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 51 号 ～ 日程第 10 議案第 57 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）から日程第 10、議案第 57 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）までの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 51 号 専決処分をいたしました大山町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、早急に大山町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の主な内容としましては、個人町民税について、個人町民税所得割の額から定額減税による特別控除を行うこととする等です。

続きまして、議案第 52 号 専決処分をいたしました大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、早急に大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の主な内容としましては、この条例に基づく整備計画の適用期間を 3 年間延長とするものです。

続きまして、議案第 53 号 専決処分をいたしました大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴い、早急に大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し

承認を求めるものです。

改正の主な内容としましては、この条例に基づく整備計画の認定期間を2年間延長とするものです。

続きまして、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、令和6年3月末までに徴収した後期高齢者医療保険料が見込みより多く、その保険料を鳥取県後期高齢者医療広域連合に納付する予算が不足し、予算計上する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

この補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,778万2,000円とするものです。

続きまして、議案第55号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関する事項について定めるもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本条例案は、地域の観光資源を活用し、アウトドアブランド事業者等の誘致を図るとともに、地域の活性化と経済の発展に資すること等を目的に、施設を使用する事業者の活動のみを追求するだけでなく、地域の事業者等と連携しつつ地域経済循環を促す活動を積極的に行うことのできる事業者を使用者の要件としております。

また、地域に根差した事業活動がより長く安定的にできる使用者を公募するため、契約期間を20年といたしております。

そして、施設使用に関して使用者から町に支払っていただく金額は、建設費や修繕費等を考慮し、共益費と使用料を合わせて月額40万円といたしております。

なお、本条例の施行は令和7年11月1日としており、それまでに必要な準備行為などを鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど何卒よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第56号 令和6年度大山町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、1月1日に発生した能登半島地震に係る被災地支援経費や、コミュニティ事業助成金を活用し集落や自治会の除雪機などの整備に対し補助を行う『コミュニティ助成事業補助金』の新規計上、国際交流事業の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものです。

この補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に2,476万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億8,476万6,000円とするものです。

続きまして、議案第57号 令和6年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)については、大山診療所の高圧機器更新工事及び大山診療所2階への進入路陥没修繕が主なもので、既定の歳入歳出予算に、349万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,878万7,000円とするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) 7件の提案理由の説明がおわりましたので、このあと質疑、討論、採決を1件ずつ行います

---

#### (日程第4) 議案第51号

○議長(米本 隆記君) これから議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(大山町税条例の一部を改正する条例)の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第51号は、承認することに決定しました。

---

#### (日程第5) 議案第52号

○議長(米本 隆記君) 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 52 号は、承認することに 決定しました。

---

（日程第 6）議案第 53 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町 地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を 改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号は、承認することに決定しました。

---

（日程第 7）議案第 54 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号は承認することに決定しました。

---

（日程第 8）議案第 55 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 55 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。アウトドアライフ事業促進施設のことに関してですね、質疑をしたいと思います。

この件は、12 月定例議会で 1 回否決になって、そのあとですね、議会からヒアリングを行い、町としては内容が少し変わり、提案し直された案件です。

具体的にどこの部分を意識してどういった意見を聞いて、内容が変わったのかもう少し詳細説明をしていただきたいことと、私 12 月議会で反対したときにも、少し触れさせてもらったんですけど、あまりにも業者優位な進め方として感じていて、懸念をされていて反対をしているということだったんですけど、急ぎ過ぎて理由をちょっと教えてもらいたいと思うんですよ。そこがあまりにも不自然でずっと引っかかっています。

具体的には、条例制定が 11 月 1 日ですけど、それまでに必要な準備行為などを早期に行う必要があるため、というふうにあるんですけど、それまでに必要な準備行為を早期に行うというのは、具体的にはどういったことが必要だから、この条例制定を急いでいいのか、ここの部分が引っかかっています。お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細の検討状況は担当課長からお答えをいたしますけれども、後段のなぜこのタイミングで提案をしたのかというお話ですが、その中で準備行為等についても触れられておりますが、12 月に条例を提案させていただいた際、あるいはそれ以前の議会の皆さんに債務負担行為で建設費総額 3 億円の議決を頂き、そして、設計の予算も認めていただいて進めてきたそのプロセスの中でも、説明をいたしておりますけれども、今回の件に関しては、建物ができてから事業者を公募するという形ではなく、先に建設と並行して事業者を公募して、なるべくその建物の囲障の中に入居する事業者の意向も可能な限り取り入れる、それによって、持続可能性を高めていくということを目的としておりますので、条例を提案させていただいているところです。

また 12 月に提案をしまして、そこからもう今 4 か月が経過しておりまして、本来その 3 月定例議会で請願が出ておりましたので、議会のほうで何かしら方向性が出るものというふうに考えておりましたが、またその請願の取下げ等もありまして、こちらが提案をするというようなことになりましたので、3 月定例会に少し間に合いませんでしたのでなるべく早いタイミングでということで、今回提案をさせていただいております。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい。それでは御質問いただきました前回、提案いたしました、条例案との変更点等についてお答えしたいと思います。

まず、使用者の募集要件についてです。こちらについては、経済波及効果が乏しい、有名ブランド等に頼り過ぎている、施設使用公募の際は十分に公平性を担保されたい、アウトドアブランドが来て終わりではなく地域経済波及効果を促せる仕掛けをつくるべきという御意見が12月議会、3月議会等で議員の皆様からいただいております。

こちらについて、条例案第4条のほうに記載しております通り、地域の事業者等と連携しつつ、地域経済循環を促す活動を積極的に行えるものということをや要件として加えております。

そして、事業案の評価については、公募による募集を行って、審査の際にも外部有識者等を審査会に入れて審査を行う形にしております。

あと、使用期間についても御指摘があったと思います。施設利用の利用条件期間が短期であり撤退のリスクがあると思われるという御指摘があったかと思っております。こちらについても、様々、国等の通知等も調べまして、上限年数を20年ということで今回条例案として出しております。これについては、大元になりますのは、財務省通達のほうになります。行政財産を貸付け、または使用を許可する場合の取扱い基準についてというものが出ておまして、こちらのほうで記載してありますが、こちらのほうで使用許可を出す場合には、基本的には5年以内とすることということで記載があるんですが、これが実情にそぐわない場合と認める場合は、その他、条件を変えれますということがありまして、で、この通達の中で施設の貸付け契約に関する規定もございます。

その中で賃貸借契約を締結する場合は、20年以下の期間を設定することができるというものがございますし、あと大山町の普通財産の貸付けに関する取扱い要綱のほうでも、貸付け期間は20年以内ということがありますので、最大20年まで引き上げられるという判断をいたしまして、今回、条例案で20年という形にしております。

あと、使用料についてですが、建物の町負担部分、施設運営開始後における修繕費等について、月35万円の収入では賄えないというような御指摘もございました。この点を踏まえまして、さらに使用者負担のほうを増やしまして、共益費として5万円を頂く形にしようと思っておりますので、月額40万円という形に変更しております。条例案の中では35万円のままでありますが、規則のほうで、共益費5万円ということで規定するようにしております。

あと事業について、地元の声が届いていないという御指摘もあったかと思っておりますが、こちらについては地元のほうから町に対して要望書が提出されたということがございます。変更点については、主に以上になります。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。この件を懸念していることは何度も言いますけれど、なぜか急ぎ過ぎている、ここが懸念です。で、それに対して、事業者を先に公募してですね入居する事業者の意向を入れていきたいので先に提案させていただいている、この条例を、なるほどということなんですけど、この説明は以前から聞いてるんですけど、そこの部分がやはり引っかけます。事業者の意向を聞いたら、恐らく入る事業者にとってはいいと思います。だけど、その入る事業者がこの先ずっと使ってくれる事業者かどうか分からないので、今回造るのはあくまでも公共施設ですよ。公共施設を造るのにこれから入る事業者の意向が入り過ぎることが、果たして町としていいんでしょうか。その辺がちょっとよく分からないんですよ。ずっとその事業者が利用してくれるという保証があるわけではないので、町としての方向性に合う事業者がプロポーザルで入るわけですから、事業者の意向より町としての方向性が定まっていることが大事だというふうに感じるんですけど、その辺があまり見えてこないんで、ずっと懸念してまします。この辺いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、急いでいるんじゃないかという話がありました。約1年半ほど前から議会の皆さんに説明を重ねてきまして、その1年半の間で、関連する予算関係の議案も議会に議決をいただいて、こういうプロセスを進めていきますという説明もしてきたところで、その計画にのっとって様々提案をさせていただいているところです。

その上で昨年の12月に条例提案をするというような予定でそのようにさせていただいておりましたが、条例が否決となったということで、今それから4か月遅れをとっておりますので、なるべく当初の予定に近づけるような努力はする必要があるというふうに思っているところです。

また、建物の建設と併せて事業者を公募することに関しては、これはその建物を長く使っていただくために必要なやり方ではないかなということで、今全国的に民間事業者との連携事業をする自治体においては、このような同様の手法をとって、今回も上限20年の契約ということにしておりますが、長く使ってもらうために、そのように建物の建設と並行して公募しているという事例が全国にございますし、県内にも、隣県にもあるというところで、そういった事例を参考にさせていただいて、このたびの手法を採用しているところでございます。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい、いかにも、事前にしっかり説明を積み重ねてきたような御説明だったと思いますけれど、今日も裏側が見えないと思いますので、この議

会が始まる前に全員協議会というですね会議で、今回の再度条例の提案に対してのプロセスに対して、問題を唱える議員がほかにも言いました。

私は今回、このプロセスに対して決して丁寧なプロセスを踏んでいるとは全く思っていない。その辺もやはり反対理由の一つなので、その辺ができているというふうな認識でいること自体がおかしいのかなと思いますけど、先ほど言いました最後に1個だけ聞きたいのが、ほかの自治体でもそういったやり方をしていることを参考例にといいました。そういった例があることは私も承知していますが、それでなくてはいけない理由というのは何ひとつ見当たりません。

だから、そこをあえて採用してるあたりが、とても急いでるように見えてしようがないんですけど、何でここをあえて建物が建って、これから募集をする前に条例をしなきゃいけないのかっていうのがやはり見えてこないあたりが、下話が業者とあるのはいいと思うんですけど、どうも何か少し業者に寄り過ぎてるように見えてしようがないんですけど、いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。プロセスがよくないという話がありましたが、これは感情的に反対をするときによく出てくる話で、大事なのはプロセスではなくて、その中でこのたびも意見交換、あるいは3月定例会で意見が出尽くすまで全員協議会で意見聴取も行っております。

それによって執行部側でも、正解は何なのかというところは決めきれませんので、最終的にこちら側でこういう案で変えたんで、どうかというところを判断頂くのは議会だというふうに思っていますので、議会の判断を仰ぐ必要があるというふうに思っております。

したがって今日、提案をさせていただいているところですので、プロセスとしては適切だというふうに考えております。

また事業者に寄り過ぎているという話がありましたが、事業者はまだどの事業者になるということは決まっておられませんし、それを今後、公募で決めていくために今回の条例が必要だということで提案をさせていただいているところです。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 1点、お願いします。以前、町長が話合いがあったということですけども、そのときに出た話ですと、貸施設を使用できる期間は法的に縛りがあって難しいという説明でした。先ほどの課長の説明ですと、今あったんですけども、有利なところ、町の条例とかも含めて大丈夫だったことの返事だったんですけど、そ

れは法律的に見て大丈夫なのかっていうことを確認させてください。

それとあと、共益費をいただくってことだったんですけれども、それもその期間 20 年と同じ期間で受け取ってよいのか。2 点、その点をお願いしたいと思います。

すいません、質疑って 3 回しかできませんので、ちょっと法律のこととか入ってくる  
と難しい言葉も出てくると思うので、できるだけ丁寧をお願いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。できるだけ丁寧にということでしたが、ちよ  
つと丁寧さがもし足りなかったら担当課長が補足すると思いますけれども、まず、使用の  
期間に関して、5 年だったというのを 20 年にした、法的に問題がないのかというお尋  
ねですが、結論から言いますと法的には問題ないというふうに確認をしております。

これは原則は 5 年です。ただ特例といいますか、その取扱いとして 20 年も認められ  
る場合があってこのたびのケースとしては、それが適用をできるのではないかという  
ところから、確認をして 20 年で問題ないというような結論に至ったところでございます。

詳細、足りなければ担当課長からお答えをさせていただきます。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 共益費のところの質問があったので、その部分を補  
足しますけれども、今のところ続くという、20 年なら 20 年続くということで考えていま  
すけれども、経済情勢等もあると思いますので、経済情勢に応じて金額を上げることもあ  
るかもしれませんけれども、今の段階では 5 万円が 20 年続くという前提でつくっており  
ます。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） はい。こういう詳しい話ってやっぱりもう少し時間かけ  
て、先ほどの西本議員も仰いましたけれども、事前説明も今朝も、議会が始まる前、時  
間を見ていたら 9 時 51 分から 9 時 56 分の 5 分間だけ、このおっきな話が 5 分間でやっ  
ぱり難しいかなって、こういう細かいことも聞きたいんです。でもやっぱり議場でつ  
言われると 3 回しかできない。すごくもどかしさが残って次につながっていきます。

なので、やはりこういう案件というのはこう歩み寄って、お互いが理解し合っていく  
のが大切じゃないかなと感じるところなんですけれども、先ほどの共益費のところ、ち  
よっともう一つ聞かしてください。

その金額を増やすかも分からない、ただ減らすこともあるんだろうかなって思いなが  
ら聞いてました。それで、あとそれは、20 年は大丈夫ですよってことは契約に載って  
るんですけれども、共益費のほうは 20 年間いただくっていう縛りはあるんでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。使用料の契約の年数が 20 年ということになれば、おのずと共益費も 20 年、払っていただくことになるというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） はい。いいですか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい、何点かお尋ねしたいと思います。

まず本当に、事前の今日の全協で説明を聞いたのが、質疑も含めて 10 分なかったような状況なので、私もちょっと戸惑ってはいるんですけども、まず、そもそものこともしつかり確認させてもらいたいと思っております。

今回のアウトドアライフ事業促進施設ということで、何のためにこの施設を整備するのか、改めてその目的を説明いただきたいと思っておりますし、これによってどのような効果を期待しているのか、御説明いただきたいと思っております。

それから通常はあり得ないんですけども、既に設計業務が発注になっていると思っております。設計の進捗状況について御説明をお願いいたしたいと思っております。

それから、3 月の定例議会の際の全協で、12 月議会でこの条例案が否決されたことを受けて、観光局や観光案内所をこのアウトドアライフ事業促進施設に移転する案も説明されましたが、全協でちょっと状況は説明受けましたけれども、改めて本会議でですね、これがどうなったのかということの説明を、この間の検討経過も含めて改めて御説明頂きたいと思っております。

それから条例の 4 条で定める使用者の募集について、公募するということですが公募についてはいつ頃どのように行うのかということの御説明をいただきたいと思っております。

それとですね、通告にしていた部分で既に分かったことは省略したいと思っておりますし、新たに疑問に思ったことをお尋ねしたいと思うんですが、本日、全協で配付されました資料の中でこの事業についての説明として、当該事業についてということで記載があります。地域イノベーションの創出を図っていくんだと。この事業を通じて地域イノベーションの創出を図っていくんだという文言があります。地域イノベーションとは、どのようなことなのか、これについての説明をいただきたいと思っております。

それともう 1 点、条例の第 6 条に関することなんですけども、先ほど池田議員も質問しておりましたが、使用期間が 20 年ね、12 月の段階では上限が 5 年となっていたのを 20 年にした、これは何を目的として 20 年にしたのかということ再度御説明頂きたいと思っております。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。詳細のところは担当課長がお答えしますし、幾つか担当課長がお答えしますが、まず、施設整備の目的に関しましては、これはこの1年半かけて説明をする機会に、毎回同じようなことを言っておりますけれども、まずいろいろ目的ありますけれども、一つは、今、大山町あるいは大山寺エリアにおいて、廃屋、空き店舗、空き家対策ということが求められておりますけれども、そういう使われていない施設、空き店舗等を活用して新たな事業を展開することによって、地域経済を活性化させる、そういうことを目的にしております。

また、国立公園大山としての景観の維持であったりということも考えております。その中においては、特に、今、集客要素でありますアウトドア関連、登山であったり、冬場のウィンタースポーツ、スキー・スノーボードであったり、様々な集客要素があるわけですが、特に近年、雪不足の影響もあってスキー客が減少しているということもありますので、新たな大山寺エリアの魅力として、集客力のある事業者に来ていただいて事業を展開していただく、それによって、大山を訪れる新たな楽しみをつくっていく。そういうことを考えております。

そして新たな事業者が来るということで、その事業者だけの事業活動のみならず、周辺の事業者との連携や町内事業者との連携によって様々な事業活動が新たに生まれてくるというふうにも考えております。

町側のメリットとしては、雇用が増える、あるいは法人税の税収が大きな企業であればあるほど入ってくるというふうに考えておりますので、税収も上がっていく、そういうようなところで考えております。

そのあとの施設設計の進捗状況については担当課長がお答えをいたしますし、観光案内所の移転の案に関しては、これは全員協議会でも説明をさせていただきましたが、公共性、公共機能をもっと入れるものがないのかという検討の中で、周辺に存在する公共的機能が、観光案内所ぐらいしかないというようなことから、案としてお話をさせていただきましたが、その際にも、現状の大山参道市場でも、公共トイレと休憩スペース、こういったもので十分公共機能を果たしているというような御指摘、御提案もありましたので、現段階で観光局、観光案内所を移すというような考えはございません。

公募のタイミングに関してはこれも担当課長からお答えをいたします。

そのほかも担当課長からお答えをいたします。よろしく願いいたします。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい。それでは、御説明申し上げます。

まず、施設設計の進捗状況でございますが、若干振り返りにもなりますが、令和5年10月に設計に関してのプロポーザルを行っております。その後ですが、施設設計に当たって、設計会社のほうは、周辺地域のリサーチ、敷地周辺のリサーチ、設計会社と本

町との間で設計コンセプトによる確認、コンセプト資料の作成等を行っていただいております。また、若干の施設のイメージ案であったりとか、そういったものをつくっていただいております。現在までですと、全行程の 25%程度進んでいるというふうな認識をしております。

で、今後ですが、これから基本設計、実施設計等を行っていくような流れになります。

あと、公募はいつ行うかという御質問だったと思いますが、これはですね、公募については、本条例が可決された日以降に開始する予定としております。

当該施設の運営にあたっては、公平性を担保するために使用者の条件は条例等に基づいてホームページ等に掲載して広く公募する予定としております。公募した後は、外部有識者を交えた審査会を施設使用許可の可否を判断することとしてますので、可決以降、直ちに取りかかりたいと思っております。

あと、20 年になぜしたかというところですが、これについては、12 月議会、3 月議会等で皆様からいただいた御意見の中で、施設利用の利用条件期間が非常に短期だということと、撤退のリスクがあるので延ばしたほうが良いというような御意見をいただいておりますので、最大伸ばせる期間ということで上限 20 年という形で、20 年として今回条例案を出しております。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 説明を伺えば伺うほど、いろいろ疑問に思うところがたくさん出てくるんですけれども、たくさんありすぎてどこから聞いたらいいのか、また説明していただいた分をどうそしゃくしたらいいのか。今晚一晩考える時間が本当は欲しいけれども、この後、即採決しなければならぬ。非常に難しい状況、なぜそんなに急がれるのかというのは、本当ほかの議員が言っているとおりなわけなんですけれども、思いつくところから、再度質疑したいと思っております。

まず、契約の期間を 20 年、5 年から 20 年にしたことを今の説明でいくと、短期で事業者が撤退されるリスクを軽減するためだというふうに理解できたんですけど、5 年を 20 年にしたからといってリスク軽減になるんですか。いや、出店したけれども、もともとそんな設備投資してないし、1 年でちょっとこれ無理だなと、撤退はあり得るの気がするんです。これ 5 年を 20 年にしたからといって、リスクが軽減されるとは思わない。むしろ、いろいろほかの議員も指摘しているけれども、より事業者にとって、いろんな選択肢が増えた、有利にただけじゃないかというところにしか見えない、これについての説明をさらに求めたいと思っております。

それからですね、あと 1 回しか質問することができないのでちょっとあれですけども、これから建てる建物ですよ、地域への波及効果ということも当然あるんですけども、この建物の中で、例えばアウトドアブランドショップが自分とこのブランドの品

物売るのと同時に、飲食のスペースを設けて、カフェ営業することが事業としては可能なかどうかということの御説明をいただきたいと思います。

それからですね、ちょっと待ってくださいね。何を聞いたのかな。公募については、条例制定後、速やかに行いたいという意向ではありましたが、建物自体は、完成は来年ですし、条例の施行期日自体は来年の令和 7 年の 11 月なわけですから、もう建物ができる直前の条例制定でもいいと思うんです。ただ入居する事業者のことを考えた場合にですね、この条例を今作らなくても、事業者選定、入居する事業者選定に入るとは不可能なんでしょうか。この条例を定めなければ、入居者の選定はできないのかということについても、お答えいただきたいと思います。

1 番最初、これ何のための事業かということ、町長が答えていただいたんですけども、再度町長にこれお答えいただきたいんですけども、竹口町長はこの大山町アウトドアライフ事業促進施設の建物を造ることで、誰に 1 番喜んでもらいたいと思っておられるのか、これについてお答えいただきたいと思います。

何かほかにも聞かなければならない大事なことがあるような気がするんですけど、取りあえずこれについての回答をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、質疑の前に、もうちょっと考える時間があったらというお話がありました。前回の 3 月に議会の皆さんと意見交換を全員協議会でさせていただいたその 2 回目のとき、近藤議員、御欠席だったので、十分な意見を近藤議員とやりとりすると、意見調整するという回数が 1 回少なかったもので、いろいろ思われるところもあったかもしれません。そこは率直におわびを申し上げたいと思いますけれども。そのような中でも、いろいろ議会の皆さんとか、あと、近藤議員のつながりのある地域の皆さんとか、大山寺周辺の皆さんといろいろ意見調整や、どうやったらこの事業がうまく進むのかということ、いろいろ調整していただいたように、お聞きをしておりますので、そういったところにも感謝を申し上げたいと思いますけれども、その上で、追加で質問が四つほどございました。

まず 20 年にしたら 5 年より事業者にも有利になるんじゃないかというお話でしたけれども、これは議会のほうから御指摘をいただいたところとしては、短期間 5 年という契約による撤退リスクがあるんじゃないか、ということに対する対応策として 20 年というようなことを今、再度提案をさせていただいているところで、事業者にも有利ということにはならないというふうに思っております。

特に短期間よりも長期間契約をするということは当然、事業者にとってリスクもありますし、その分責任も伴ってきますので、よりその事業の安定性が求められるというふうに思っております。事業者にとってはある意味 5 年の契約よりも 20 年の契約とい

うのはハードルが上がるものというふうを考えております。

また事業の内容としてカフェが本当にできるのかというようなお話、御指摘がありましたけれども、これは公募をしてみてその事業を事業者の提案によるところもありますけれども、施設を設置する側の考えとしては、ただ単にお店をするということではなくて、カフェ等、人だまりができる、滞在時間が延びるようなそういう仕掛けをぜひ入れてほしいというふうを考えているところです。

またこの条例がないと、事業者が選定できないのかというお話ですが、これは条例がないと事業者を選定できないというふうを考えております。条例なく事業者を選定するというのは、これは公募ではなく事業者を決めるということにほかなりませんので、これは議会の皆さんから指摘を頂いております公平性に欠けるというようなところかなと思いますので、条例を制定して事業者を公募して決めていきたいというふうを考えております。

また最後にこの施設をつくって誰に喜んでもらいたいのか、というお話がありました。行政の目的としては様々な地域課題を解決していく、そのために各種施策を打っているところで、町民の皆さんにとって大山町が住みやすい環境づくりを実現するために各種政策を行っておりますので、最終的には町民の皆さんに喜んで頂ける、そういう施設にしていきたいというふう考えております。

間接的には、町民の皆さんに、様々なサービスを提供していく上に当たっては、財源が必要です。人口が減っていくと税収もだんだん下がっていくというようなところもあります、地方交付税も減っていく、そういうことがあります、いかに自主財源として各種税収を伸ばしていくのか、そういうところも、今後の町民のサービスを維持継続していくために必要なことだというふうに思っておりますので、間接的ではありますがけれどもこういった施設をつくって、税収等も確保しながら、町民に喜んでもらえる、そういうような施設にしていきたいというふう考えております。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 特に補足ということもなかったようなので。

誰に喜んでもらいたいかというところが、実はやっぱりピントというか非常にぼやんとしていて、町民に喜んでもらいたい、では、結局事業の成果をどう判断するのかというところが曖昧になるのではないかと。そもそもこの事業が何のための事業なのかということが失われがちになる、見失われがちになるような気がしてなりません。

その辺り、執行部の側でも整理が十分にできていないような気がするし、我々議員、あるいは町民の側でこの事業は誰のため、何のための事業なのかよく理解できないまま、何か進んでいってるというふう受け取らざるを得ないんですが、この点についての御見解があればまたいただきたいところです。

それから、さっきちょっと聞き漏らしたなと思うんですけども、税収が上がると、法人税、業者の進出があれば法人税が上がるといような御説明もありましたが、一体どのぐらいの法人税が上がると期待しておられるのか、格別こちらに本社なりがなければですね、従業員が数人、しかも正職員が数人働いているような事業者であれば、どれだけ全国規模の大きな法人であっても、入ってくる法人税って僅かのはずです。本当にそれ法人税収、期待できるほどの金額があるのか、試算があるのであれば御説明をいただきたいと思います。

それから20年、賃貸借契約20年にしたことによって、本当にリスクは軽減になるのか、町長はなるって言われますけども、恐らくほとんどの人はあまりそれは意味ないよねと、むしろいろんな不都合なことが起こることを心配するのであれば、5年のままで、ここについては5年のままでよかったのではないかという意見のほうが多いのではないかと思います。20年にしたことによって20年契約していましたが、ところが3年で撤退しましたと。その際にですね、何かペナルティー、違約金をもらえるような契約になるのかならないのか。ならないのであればあまり意味がない。このあたりについても追加の説明をお願いしたいと思います。

それからカフェ営業をする可能性があるのかないのか、私としては、可能性があるのかないのかで聞いたんですけども、町の意向としては、どちらかというところ積極的にそういうことも取り組んでほしいという御意向に受け止めましたけども、周辺にはですね、地元の事業者でカフェの営業しておられるところもあるんですよ。私はある意味、ここにこういう拠点施設ができることによって、買物に来られた、買物に来られたお客さんが周辺のカフェで飲食をして帰る。これだと経済効果はあるんですけども、近隣の飲食店に立ち寄らずにですね、そこで、今回整備するところで買物もしてお茶も飲んで帰ると、地元に関しての波及効果が非常に限定的になる。これだとあまり意味がないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りについての御見解もお願いしたいと思います。

何かやっぱり聞き漏らしてるところもあるような気はしますが、はい、以上についての答弁をお願いします。

○議長（米本 隆記君） はい。

〔「失礼、思い出しました。」〕

○議員（12番 近藤 大介君） 入居される業者については公募しないと決められないと。まあ、そのとおりだと思いますよ。公募しなくちゃいけない。ただ、条例をつくらないと、公募ができないんでしょうか。条例は、設置管理条例は別に後からでもいいんじゃないですか。先にこの事業に取り組む、この事業に取り組む事業者を公募して決めるということは可能じゃないんでしょうかね。そこについても答弁をお願いします。

もう1個、ごめんなさい、思い出しました。すいません。すいませんね。いろいろあ

るもんで恐縮です。

設計業者を公募した際に、昨年、設計業者を公募した際に、プロポーザルで提案書が出ていると思います。結局そのどのような提案だったのかということも、私の認識では議会に対しての説明がまだされていないと思っています。どのような建物が本当にできるのか、全くイメージもつかないまま、設置管理条例を先に決めるということに違和感を非常に感じていますが、プロポーザルのその業者を・・・(発言する者あり)、ちょっと話さずに聞いていてくださいよ。業者を公募した際にですね、事業の性質上、入居する事業者も合わせて設計業者に提案してもらいたい意向があったような気がします。その辺り、もう既に設計業者決まって、設計業務に入っているわけですが、入居する予定の事業者について、どのような提案があったのか、これについての説明もあわせてお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず施設整備の目的ですが、これはこの条例案の際に説明もしておりますが、それ以前に、過去、この1年半、いろいろ説明をさせていただいた際、それから関連の議案を四つ程度、議会に決定をいただいた際に説明をした内容と変わりありませんので、施設目的としては議決いただいた際に認めていただいているものというふうに考えております。

また法人税収に関しましては、これはアウトドアブランド、アウトドア事業者で、例えば、大山町地内において、これぐらいの税収があるんだという話を何か公式にか分かりませんが、いろいろこう風のうわさで聞かれたようなこともあるのかもしれませんが、事業者が来ることによって、同業他社がこの地域に納めていただいている程度の法人税収を見込んでいるところでございます。

それから、20年契約で契約の途中で、もし3年ぐらいで撤退したら、違約金等は求めないのかということですが、これは契約の段階になって、そこは詰めていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、現段階で何か決まっているものというものはございません。

4点目のカフェを入れるという話で、周辺にも同業他社があつてという話がありましたが、特に繁忙期においては、大山寺エリア周辺で食事をするのができないとかお店になかなか人がいっぱい入れないとか、そういうような課題もあるというふうに聞いておりますし、そういう状況であるというふうな認識です。

そういうところで、来訪者の満足度を高めていくためには、もう少しそういう仕掛けがあったほうがより滞在時間が延びるというふうに思っておりますし、中にはそのお店しか利用しないという人もあるかもしれませんが、そこは、条例案の説明でもさせていただいたとおりで、その当該事業者、入居された事業者がどのような連携事

業をするのかというところにかかっているのかなと思います。

そういったところでは、周辺に歴史的、文化的な資源もありますし、自然を生かした様々な取組がなされているところでもありますので、入居される事業者においては、そういう、今、地域にある資源と結びついた、いろんな活動を考えていただける、そういう事業者に入ってもらえるように、入居使用者の条件として定めたところがございます。

また、条例がないと公募ができないのかというお話でしたが、施設を利用する事業者を決めるためには条例が必要だと、公募するためには条例が必要だというふうに考えておりました、提案をさせていただいております。

そして最後に、設計事業者がプロポの提案でどんなことがあったのかというところでしたが、また詳細担当課長からお答えをさせていただきますけれども、基本的にはアウトドアブランドの誘致等ができないかということ、施設の建設の目的の一つとしておりますので、設計事業者においても、ただ単に、店舗が設計できるとかそういうことではなくて、アウトドア事業者と連携ができる場所ということで、プロポーザルの条件にも入れて提案をいただいているところです。

決定をした設計事業者に関しては、実績としてそういうアウトドアブランドとの連携ができるというふうに伺っておりますし、プロポの審査でもそういったところが評価されたものというふうに認識をしております。以上でございます。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい、議会のところでプロポの結果のところの説明がしてないんじゃないかという御指摘がありましたけれども、確かに正式に場を設けて説明した資料がないなと思いますので、資料については何らか、後ほど出したいと思いますが、今、記憶の中での話になってしまいますけれども、提案があった内容ですけれども、基本的には今までの実績、他のエリアで、例えばアウトドアブランドの関係の設計をされた実績とか、そういった部分の実績部分とあと提案内容としては、この大山の自然を生かした、その環境に合ったようなイメージデザイン等の提案も出てたと思います。ちょっと今手元に資料がないのでそれ以上具体的なことが思い出せないんですけども、あとはそうですね。（「入居予定のところ」と呼ぶ者あり）入居予定？（「入居者についての何がしかの提案はあったのか」と呼ぶ者あり）、ああ、先ほどの町長の答弁のほうにもありましたけれども、プロポのときの募集要件の中で、アウトドアブランド等々の協働提案等が望ましいというような要件にしておりましたけれども、そちらについては、要は最終的な施設の目的として、ただ単に設計だけではなくて、アウトドアの視点を入れた設計をしていただきたいというところで、そういった要件にしておまして、過去の事例等も踏まえて、アウトドアの視点の入った提案があったと思っております。

○議員（12番 近藤 大介君） 1個だけ、もう1回、聞かしてください。

○議長（米本 隆記君） 3回過ぎました。今、もう終わりました。ほかありますか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） ちょっといろいろあるんですけども、ちょっと2点に絞って聞かせただけだと思います。

できれば全員協議会でお聞きしたかったんですが、本会議の場でお聞きししてしまうような形になって、ちょっと残念に思っています。

まず一つが先ほど近藤議員の5年か20年に賃貸契約を延ばす、これは普通に考えれば、賃貸、こう入る側の、家主ではなくて賃借人ですかね、借りる側のほうが有利になるというのは当たり前の話です。民間の民事訴訟的なお話でいけばあたり前の話で、それを全くそれはリスクはありませんという答弁ってのはおかしいと思うんですけども、先ほど今は規定してませんという話だったかと思いますが、そうした違約金等、そういうことがなければ、明らかに20年にしたほうが借りる側のほうが有利なものかと思いますが、その辺のお考えをもう一度お願いします。

もう一つが、こちらが以前からありましたが、その不正の疑いがあるんじゃないかというところで公募した際に、それまでいろんな業者に平等にお話を聞いて、事を進めていけば問題ないのかなと思います。今の段階でも特定の事業者にある程度、優先的に話を伺って、でその業者に対しての、それに沿った仕様にしていったりとかですね、そうしたことがあれば不正になるのかなと思っています。今の段階で、そうした優先的な協議等をしていないかどうかということをお答え頂けますでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず20年の契約で借主が有利になるんじゃないかという話がありました。これに関しては、様々な御意見あると思っています。

3月の定例議会の全員協議会で、議会のほうから5年というのは撤退リスクもあるので、事業者が有利過ぎるといって御意見があって、契約年数がもっと5年より長くできないかというお話があった際に、そういった借主のほうで有利になるので、そういう年数を延ばすのはよくないという意見は全く出なかったというふうに認識をしております。これは様々な考えがあると思いますので、そのとき議会のほうから出た最終的な御意見を採用させていただいたところがございます。

また違約金に関しては設定しないというふうにお答えはしておりませんで、現段階で、相手先も分かりませんので、一般的な契約条件等に基づいてそういうものが設定されるものというふうに考えております。

2点目の特定の事業者と協議をしているんじゃないかというお話でしたが、これは広く事業者から御意見をお聞きするというところでサウンディング調査であったり、設計に

においてもプロポーザルという手法をとっております。

サウンディング調査もどういう提案でも、民間の事業者からお聞きができるという場面がありまして、複数の事業者からいろいろ御提案等もありまして、最終的に施設の整備方針をまとめる際にも、様々な事業者から提案があったものを採用して、このたびの施設整備に向けた条例を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） まず、その賃貸の件に関しては、行政の全くの認識不足です。私は委員会でも、5年を20年にただ延ばせばいいとはお伝えしてはしません。そうしたリスクをちゃんとヘッジするような形を考えてくださいというふうにお伝えしてまして、その点について、再度御答弁をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。いろんな考えがあると思いますが、5年じゃ、ちょっと短いんじゃないかという議会、全員協議会での議会側からの御意見でした。それに対して今、豊議員が言われたような、借主が有利過ぎるといような御意見は出なかったというふうに記憶をしておりますので、最終的に期間が短い、もっと長いほうがいいというような議会の御意向だというふうに受け止めまして、このたびの提案とさせていただきます。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） はい。今までのことをフラットに考えて、今の段階で私は、この5年を20年にしても、リスクをヘッジすることできないと思っているんですけども、今のこの討議が、答弁いただいて私も質疑させていただいている中で、それでも、リスクがちゃんとヘッジできると考えておられるのか、再度お願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。リスクをどういうふうに避けていくのか、というところは、今後事業を進めていく上で非常に大切なことだというふうに思っております。それは契約の仕方なのか、契約の内容なのか、そのほかの条件なのか、いろんなやり方があると思いますが、公募する前段階で具体的に相手先もない中で、なかなか決めていくというのは難しいというふうに思っておりますので、今後、公募をして事業者が決まった、その後のプロセスの中では、しっかりとリスクヘッジは考えながら、契約としていきたいというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） はい、すいません。ちょっと確認だけです。税収のところの答弁がちょっとよく分からなかったのです。近藤議員が税収に関して質疑された内容に関してもう一度お答えいただけますか、ちょっと理解がしかねました。

〔「おかしな答弁だった」と呼ぶ者あり〕

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。近藤議員の質疑にあった法人税の考え方について、今、近藤議員からは、やじでおかしな答弁だったというお話がありましたが、長く喋ったので、ちょっと分かりにくかったと思います。簡単に言うと、同業他社が今、大山町に納めていただいているような金額の税収を見込んでいるというふうに答弁をしたところでございます。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） むだ話やめてください。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） はい、1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） ちょっと私の認識が間違っていたら指摘してください。

今、恐らく町長が示唆された、今、進出済みのアウトドア業者のことについては、私の認識だと、その会社の関連会社が大山町に登記をしているので、そのため法人税もそれなりの金額を納められている、というふうに私はうわさでは聞いておりますけども。ということは、今回この公募の前提としては、大山町内に登記をされるということが前提として、あるんでしょうか。ちょっと、私の認識だとそういう理解になりますけど、いかがですか。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 静かにしてください。無駄口はやめてください。これ以上言われると退席を願うかもしれせん。町長。

○町長（竹口 大紀君） はい…、議長のご指摘で質問が何だったかちょっと飛びましたけれども、先ほど答弁させていただいたのは、あくまでも特定事業者についてお話をしているということではなくて、一般論として同業他社が納めていただいているような金額と同等になるというふうに考えているというふうに答弁をさせていただいたところです。

また、これも一般論ですが、その事業者が町に納める税金として、登記の有無ということよりもその法人税の人員割のところ非常に大きいわけで、人員となる分母がその

事業者でどうなっているのか、あるいは事業本体と切り分けた子会社としてやるのかとかそれによって法人税の税収というのは変わってくるというふうに思っていますので、そこはなるべく多く町に税金を納めていただけるような事業者に、施設を使用していただきたいなというふうに考えております。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 法人住民税のことであれば、その人員のところは関係するのかなと思うんですけども、そもそもその利益に対して科すところは、やはりその登記があるところに対してするという認識をしております。で、なのでちょっと今の説明自体も、ちょっと、よく分からないなと思うんですけども、お答えいただきたいこととしてはちょっとすいません、一般論として、アウトドア施設がどれくらい納められている税収ですという答えなんですけど、すいません、ちょっと一般論としてアウトドア施設がどれくらい税収を納められているかというのは私は認識してませんし、多分これを聞かれている議員の方々や町民の皆さんも、一体じゃそれがどれくらいなのかっていうのはちょっと想像がしづらいと思うんです。

なので、そこについては、今回、税収は一つのこの政策の効果の部分で、一つ税収のところは一つの要素だと思しますので、もう少し詳しく、ぼんやりした話ではなくて、皆さん御想像くださいみたい話じゃなくて、一般論としてのアウトドア施設の税収というのがどれくらいなのかというところ、恐らく試算されてると思いますので、もう少し具体的な数字で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。議員御承知のとおり、税の情報を具体的な金額でお示しするという事はこれは法的にできませんのでお答えすることはできないというふうに思っております。一般的な話でということではなかなか分かりにくいという話ですが、法律の壁は越えられないというふうに思っておりますので、説明はできないものというふうに思っております。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。これは、反対討論ですか。

○議員（3番 豊 哲也君） 反対です。

○議長（米本 隆記君） はい、どうぞ。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊哲也です。

反対の立場で討論させていただきます。

まず、今日、ほかの議員からもお話がありましたが、非常に審議不足、説明不足の中で、こういう採決を迎えなければいけないということに、非常に残念に思っています。

また、配付資料の中で説明いただいていますけども、四つの項目があり、その中でいろんな回答をいただいています。

その中で本質的な回答というのは、ちょっとなかなかないのかなと思っています。全て言っていくとあれなので、絞ってお伝えしていきますと、先ほど、5年を20年にしていくということがありましたが、実際にそういったリスクヘッジにはならないのかなと思ってまして、実際そういった違約金等の規定を今日段階までに審議をして、議員となるのか、その業者さんですね、いろんな声を聞いてなのか分かりませんが、そうしたものを固めて今日迎えるべきではないかと思っています。

そうしたことも含めて、ほかの経済波及効果についても、ただ、地域経済循環を促す活動を積極的に行うことができる事業者という要件を追加する、こういったことだけで、地域循環ができるのか、そんなことができるのであれば、もうそういう条項を加えれば、もう今頃、大山町は非常に経済に恵まれる、そういった自治体になっているんだと思います。

私もですね、この件、長く所管の総合戦略課のほうを担当させていただいて見ておりますが、また、この資料を頂いて、いろんな議員さんともお話ししました。前回は、反対させていただいて、賛成された議員さんにも伺いましたが、なかなかこれ、よく分からないなど、まあ明日話があるんじゃないかとか、そういう話があって、実際にお話を伺った中で、やはり審議不足じゃないかと思えますし、非常に重要な議案ですので、丁寧に扱っていただきたかったなと思っています。以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） はい、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 反対の討論をしたいと思いますが、反対の理由、本論に入る前にですね、先ほど、法人税に関しての議論がありました。ちょっと議論として中途半端に終わってしまったなと私も含め、その後、小谷議員の質疑も含め、中途半端に終わったなと思っているので、先にその辺整理したいと思っておりますが、町長のほうからは、今回町が整備する建物に入居される企業については、町内の同業のところと同程度の法人税が入ると見込んでいるという説明がありましたが、根本的な条件として、名前、企業名言ってもいいような気がします。一応今回控えますけれども、先行してある同業のアウトドアブランドショップについては、その会社の代表者の方が非常に

大山に強い思い入れがあって、お店をされた経緯がありですね、事業運営しておられる会社については、関連の法人の所在を小谷議員も言いましたけども、大山町に移して、大山町が本社のような形で事業をされていると。そのため、結構な額の法人住民税を町に納めておられると、会社に近い関係の方からも伺っているところですが、それと同程度の法人税を期待するということであれば、同様にですね、入居されるアウトドアブランドショップの関連会社の登記をここに移して、利益については大山町で納めるというようなことでなければ同程度にはいかないと思うんですけども、どこの事業者も決まっていな段階でそういうことまで想定できるというのは、本当にそうなんだろうかという疑問が新たに湧くところですけども、そういった疑問も、いや、これこれこういう理由で、根拠があるんですけどっていう議論をする間もなく、今回の条例賛否を問う、決めなければならないということが、やはり少し乱暴ではないかなと私は思っているところです。

今回の設置管理条例については、昨年 12 月に議会が一旦否決したものです。反対した議員の理由は、反対理由はそれぞれだと思うんですけども、前回、私反対討論させていただきました。もうその際には、賛成しようか反対しようか、もう本当にぎりぎりまで考えながら、他の議員の質疑や討論などを聞きながら、反対させてもらったんですけども、その際の理由として、やはり議会の合意形成、ひいては、住民の合意形成がまだ十分ではないのではないかと感じて反対をさせていただきました。

12 月の段階以降ですね、地元でのそれなりの説明もされているようですし、今回、議員がそれぞれ指摘していた課題についても、執行部のほうで対応されたところもあります。条例の再提案に関して、担当課はしっかり努力されたのだなど、その辺りについては評価したいと率直に思っているところではあります。

評価はしているけれども、なぜ今反対討論の場所に立っているのかということですけども、やはり質疑の中でも言いましたけども、3 月の定例議会では、新しく造る建物に、観光局、観光案内所を移転することも考えているというような説明があったにもかかわらず、それについて、そういうふうにしますとか、いろいろ検討したけども、観光局、案内所の移転はやめましたとか、いう説明が事前にないまま、今日、議会の直前に全協でこれこれこうなりましたという説明が 5 分だと。ちょっとこれは議会を軽視しているにもほどがあるんじゃないかと。あまりにも説明不足ではないか、私はそのように思います。

今回、建物、アウトドアブランドの建物がですね、どのような建物になるのか、話としては聞いてますけども、設計業者が決まった、どういう提案があったということも我々満足に聞いてないわけですよ。完成する建物のイメージ図すらもらっていない。どういう建物が建つのか、イメージもできないまま、建物の家賃だけ先に決めるっておかしくないですか。

やはりせめて、建物のコンセプトをしっかりと資料をもらいながら聞いて、イメージ図をもらいながら、そして、今後このその建物が大山観光にどういう位置づけがされて、どういう効果が図られるのか、やはり議員がしっかりと理解した上で、理解した議員が我々が住民にこれこれこういう理由で3億もかけてこういう建物をつくるんですと、やはり自信を持って説明できるような状況になってないのに、設置管理条例だけが先行して決まるというのはやはり私は異常なことだと思います。

建物が整備される方向性については、私はそこまで、決して反対ということではありません。でもやはりここまで議論が分かれている以上ですね、何のためにこの建物を整備するのか、大山観光はこれからどうなるのか、やはり地元大山寺周辺ですね、観光事業者の方と執行部が共通認識を踏んでですね、その中で、地元の観光関連業者は、観光施策の、観光の主体としてこういう取組をしていくんだと。そしてそれに対して行政はこういう支援をする、その中でこういう建物を整備する、そういう全体での位置づけも、この際しっかりとしておくべきだと思います。にぎわいをつくっていきこうというふわっとした理由で、3億もかける事業をしていい、そんな軽々しい話ではないと思います。

大山寺エリアの観光振興、この際ですね、将来展望を官民でしっかりとビジョンをつくり、その中で事業者の役割、建物の位置づけ、しっかりと落とし込むべきだと思います。あまりにもそういうことを議論するには、拙速ではないでしょうか。事業の完了時、条例の施行日は令和7年の11月になっております。せめて9月定例、まあ6月定例ぐらいいまでは、6月あれだな、3か月半年ぐらいはしっかりと議論して、事業を進めるべきだと思うので反対です。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の討論を許します。ありませんか。

次、反対者の発言ありますか。そのほか討論、反対ですか。

○議員（1番 小谷 英介君） はい、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 反対の立場で討論させていただきます。

今回ですね、議会に対しても執行部側から反対理由をもう一度事前に確認するような場がありました。その場がつくられたこと自体はとてもいいことだなというふうに思っています。ただ今回、その出てきた案、今日説明があったわけですけど、そこを見る限り、印象としてはかなり表面的な部分を、表面的な部分だけ拾って回答をされているような印象があります。

具体的に言います。例えば、今回期間の話、先ほど町長からは、リスク5年で撤退するリスクがあるんじゃないかという意見に対して長くしましたという説明でしたけど、まさに豊議員言われるとおり、であれば20年にします、20年以内に撤退されたらペナルティーを科しますまでセットでないと何の意味もないことだと思うんですね、これまさに豊議員おっしゃるとおりだと思います。その辺りがかなり表面的な解釈をされてる

などと思います。

それから地域経済循環に関しても、今回その要綱に地域経済循環と入れただけですよ、いや具体的に一体、じゃそれはどういうことなのか、これも先ほどあったとおりでと思います。地域経済循環という言葉自体は、もう既に、今回の件がある前から、執行部側でも言葉としては、プロポーザルの題名に入れられていたりとか、地域経済循環って言葉自体は入ってますんで、その言葉を入れることが大事なのではなくて、その中身についてしっかり考えるということが今必要なことだと思います。

今回の件、議会でもいろいろと議論してるところですので、当然その住民の方からも注目が高くて、私もこの数か月の中で、住民の方々がどういうふうを考えられているのかということはヒアリングしております。で、例えばその地域の、地域というのは大山寺地域で事業されている方の声を聞いても、お店ができること自体は、当然喜ばしいことです。誰もお店ができてやだなって言うてる人ってほとんどいないんですよ。ただ、このやり方自体には疑問があります、というふうに言われる方々、少なくありません。

それから、大山寺に住んでいない方々がどういうふうに今回思われてるのかなというところで、私のところに届いている意見としては、かなり共通していることとしては、これは行政がやることなんですか。公共性はどこにあるんですか、ということが、特に過去行政に関わられていたことがある方からは、かなりその意見が共通してあります。それは私自身がちょっと勉強不足だった部分もあるなど、そのフィードバックを受けて、反省するところもあるぐらい、今回の事業、公共性がかなり乏しい。なぜこれを行政がやるのかという厳しい意見を多数いただいております。

で、今回のこの事業、正直その竹口町長、目的から手段を考えるってのが本来であるところが、ちょっと手段から入られてるところがあるなど私思ってます。つまり目的としては、例えば空き家対策とかにぎわいづくりとかって、目的から考えたときに何がいいのかというのから出されたこのアウトドアではなくて、先にアウトドアがあって、その後で今、後づけをしているという印象があります。

で、それが、必ずしもいつも絶対に駄目だとは私は思いません。いろんな政策をする中で、本来は原則目的から入るべきだと思いますけども、中には、手法から先に突破口を見いだしていくというやり方ももしかしたらあるんだと思います。ただその場合に一番大事なのは、先に手段から入ったとしても、必ず、しっかりその地域の事業ですから、自分の個人経営の会社の話じゃありませんので、しっかりみんなが納得するように、しっかり固めていくこと。つまりその手法がいかにその地域全体にとって、意味があるのかということのを丁寧に構築して説明をしていくということは欠かせないと思うんですけど、今まさにそれが求められていると思っています。

今回のこの事業、公共性、どこにあるのか、それはトイレです。という説明は、当然足りませんし、今既にある観光案内所を移動させることが公共性です。でも、当然足り

ませんし、そうではなくて、今回新たにこの事業、3億円をかけてつくることの公共的な意義というのは一体何なのかという説明が今まさに求められていると思います。

それはもちろん地域経済循環的な意味合いの話も特に重要になると思います。今回、アウトドアというもう縛りをつくられてますので、アウトドアでどう公共性をつくっていくのか、これはなかなか難しい、とは思いますが、そこでも何とか公共性を説明しなければいけない今、お立場だと思います。

そこをいかにつくっていくのか、公共施設ですから地域住民、大山町民にとってどのような大山町の福祉に、どのようにつながるのかを、ただ単に空き家対策ですとか、にぎわいづくりです、人だまりをつくります、みたいなでかい話ではなくて、具体的にどのようなやり方で、つくっていくのかという、細かな設計を示していただきたいというふうに思っています、まだ今現段階でそこが示されておりませんので、この計画に対して賛成することはできません。以上が反対の討論です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） はい、9番、大杖でございます。

賛成の立場で討論させていただきます。これまでかたくなに、この事業に反対することが、大山町全体、強いて言えば、県西部の観光振興に果たしてプラスでしょうか。皆さんどう考えられますか。大山寺地区の人の多くは、特に若手ですが、どのような企業であれ進出していただいて、時代とともに変わっていく新しい大山を強く望んでおります。私は、この4月27日、皆さんも御存じだと思います。大山参道にオープンするアウトドアショップの責任者の方とお話しすることがありました。大山に出店する判断はどのような理由かをお聞きして、その答えとして、大山は国立公園であり、山と海が近くにあり、自然豊かな地域、夏冬問わず訪れる人が多く、発展の可能性を強く感じると。これが一つの理由だと。

次に、大山寺地区には、先ほども名前、企業名の名前出すとあれですか、Mショップというアウトドアショップがありますが、今回の議案になってます、かなお商店跡に町が計画している新たなアウトドア関係ショップができるという競争相手になり、営業の心配についてはどう考えるか聞いてみました。ということについては、ショップは同業者で増えたほうがいい。お客様が多く集まり、このことはこれまでの事例でも実証をされていると、はっきり言われてます。またそのほうが、お互いに刺激となり営業に力が入り、地域の活性化と経済効果が期待できると、はっきり申されております。

反対議員の討論は、大山町の、あるいは県の観光振興を課題にせず、事業を進める内容について異議をとらえ、そうであれば対案なり、これのほうがもっといいというような、計画をしっかりと述べるべきではないでしょうか。

既にあるMショップが、大山に出店の際、もう 20 年以上前になりますかね、はっきり私はおりませんでしたのですが、聞いたところによると、果たして大山でこういうショップを出して、営業成り立つかどうか疑問視されたと聞いています、当初。

しかし、そういった心配を覆して成功し、全国展開されてます。これはもう実態として皆さん御存じのとおりです。

この事業については、町のほうから、執行部のほうから 1 年以上前から議会に提案された案件であり、条例制定は冒頭に述べたとおり、海の拠点も含めて大山町のみならず、県西部の観光振興と、発展に大きなインパクトがあることを理由として賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の討論の発言を許します。ありませんか。

賛成者の討論・・・〔「議長、2 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） どちらですか。

〔「反対者です」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい、2 番、西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 2 番 西本憲人です。

今日、討論立たなくてもいいのかなと思ったんですけど、ちょっと今の話を聞いていて、討論立ってみようかなと思いました。

まず私は反対の立場で討論立たせていただきますが、本来であれば、このアウトドアライフ構想に準じたこのアウトドア施設、本当は賛成したいんですよ、私は。すごくいいことだと思います。先ほど大杖議員言われるように、観光振興につながる気はします。それが 1 番いい事業だとあまり思いませんけれど、やらないよりはやったほうがいいのかなっていうのは思います。

いい事業だとは思いますが、私 12 月定例議会で反対した理由、先ほど豊議員も言いましたけど、まず一つ目は不正の疑いがあるという、これが反対理由の一つ目です。

二つ目としては、今の町行政、特に竹口町政に対して信用があまりないということが 2 番目の理由です。

三つ目としては、地域や住民をあまり見ていないんじゃないですかというこの三つの理由で、12 月定例議会では私反対しました。

一つずつ、もう一度いきますね。なぜもう一度いくかって、あまりこの内容というのが私の中でこの懸念が払拭されていないので、もう一度いかせてください。

行政が行う公共施設の建設です。公平公正に行う必要があります。事前に条例制定を行って、建物が建つ前に先に家賃が決まります。あまり公平公正ではなくて、なぜかかなり事業者に偏っていてとても急いでいるというふうを受けています。これは、大山町は過去に、いろいろ竹口町政ではないですけど、いろんな問題が起きたりとかしている町です。この辺は、かなりシビアに僕は見る必要があると思ひまして、ほかの事業でこ

ういった懸念とか疑いはないんですけど、この事業に関しては、提案されたときからずーとこのことを聞いてるんですけど、いまだ全くこの懸念は払拭されていません。

二つ目、信用がない。このアウトドアライフ構想の事業とか、具体的には800万の自転車を電動マウンテンバイク買ったものであったり、マウンテンバイクのコース、何ひとつ成果らしい成果が出ていません。12月定例議会では賛成討論の方たちの多くがチャレンジをしていこう、チャレンジをしていこうと。チャレンジをするのは、本来行政じゃなくて住民さんですよという声もありながら、チャレンジをしていこうという話がたくさん出てました。チャレンジを今までたくさんしてきた結果が、あまり成果めいた成果が出ていなく、たくさんのお金使ってますよねっていう過去があるので、新たに3億円使って施設を建ててらんだら、今まで以上の説明が必要だというふうに思っています。今まで以上の説明どころか、多くの議員が言われるとおり、5分から10分の説明で、12月否決になった案件が今ここで議題としてかけられているのは事実です。信用がないから、より説明が細かいほうがいいと思うんですけど、説明は少ないと。

地域や住民を見ていない。見ていないわけではないと思います。見ていないわけではないと思いますし、今回このアウトドア施設のことに関しての、請願が、要望ですね。要望が3月議会、住民さんから上がってきました。四つの団体から上がってきました。紹介議員は、先ほどお話されていた大杖議員です。委員会がヒアリングに行って、紹介議員と出された方たちの間に、少し内容で理解してないところがあったみたいなので、取下げられました。こういった経緯もあります。

どこでどういうふうになってそうなったのか、私には全ては分かりませんが、今の三つのことを踏まえて、もう少し丁寧な説明をして、しっかり議会、住民さんの信用を勝ち取って行って、もう少し慎重に進められたほうがいいと思っています。何かしらの観光振興につながるとは思いますけど、私は、プロポーザルの前に条例を制定することが、ちゃんとした説明があるまでは、少し賛成はできないなと思っています。

現時点では、残念ながら反対です。以上です。

○議長（米本 隆記君） 西本議員に申しとおきます。人の事の何て言いますか。うそつきとか信用がないというのは、そういった言葉は使わないようにしてください。

これは、ちゃんと議会のほうでも確認をしてあるはずですので、もう一度その辺は、自治法及び会議規則読んでください。

ほかに、賛成者の討論ありますか。反対者の発言ありますか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい、すいません。私も前回の近藤議員同様、今本当に悩んでました。私も実はやっぱり山が大好きで来たものです。新しいアウトドアショップ来てもらいたいですし、買物もしてみたいです。行ってみたいです。そういう場が、

あったらいいなって本当に思います。ただ、先ほどのちょっと大杖議員の発言で、ちょっと気持ちが、もう少し話を聞いてみたいと思いました。

先ほどの発言の中に、次に入る方の代表と話をしたと、発言されました。てことは、もう業者が決まっているってことでしょうか。なので、だから思わずたってしまいました。やはりそういう疑惑がある中での、私の中での疑問です。やはりそういうところがある、ていうのであれば、これは今は賛成すべきじゃないんじゃないかなって思います。(発言する者あり)でも、やはりそれを賛成討論として・・・(「大杖さんが言われたのは、参道に4月にオープンする新しいお店の代表の方・・・」「不規則発言」と発言する者あり)ただ・・・すいません、発言してるんですけど、皆さんが話かけられるんですけど・・・。

○議長(米本 隆記君) はい、ちょっと静かにしてください。今、発言中ですので。

○議員(6番 池田 幸恵君) いいですか。

○議長(米本 隆記君) どうぞ。

○議員(6番 池田 幸恵君) はい、私も、やっぱり一介の主婦として、国の負担が20数%あるとしても、2億ちょっとは町が出さなければなりません。ふだんの生活でいかに生活費を抑えようか、考えながらやっぱりしている者にとってはすごく大きなお金です。税金で皆さんのお金を集めて、その金額、どうしてもやっぱり出すのは町民です。やはりほかの皆さんもおっしゃってたんですけど、気持ちよく賛成したいです。反対する、絶対いやだっていうものはありません、中には。ただやっぱり住民の代表として出てる以上、皆さんに説明することも仕事だと思ってます。

なので、今の時点では、気持ちよくできる状況じゃないなと自分の中で思ったので、反対討論に立たせてもらいました。以上です。

○議長(米本 隆記君) 先ほどの池田議員の討論の中でちょっと間違ってるところがあるかというふうに思いますんで、そのへんのところ、再度、9番 大杖議員、その場でいいですからお願いできますか。

○議員(9番 大杖 正彦君) はい、私の申しました参道通りに新しくできる、観光局の隣です。今ある観光局の一つ上の隣です。これは町も補助金を出してる、もう、この27日にオープンする施設のことを言ってるので、今度できる新しい施設の責任者ではないので、御確認をお願いいたします。

○議長(米本 隆記君) 確認してもらいましたか。よろしいですか。

[「・・・間違えのないように、誤解がないように・・・」と発言する者あり]

○議長(米本 隆記君) すみません、発言は手を挙げて、挙手をしてください。

[「はい、6番です」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 今、発言の内容は言われたですけど・・・。

[「間違えていたので・・・」と呼ぶ者あり]

- 議長（米本 隆記君） なら、どうぞ。
- 議員（6 番 池田 幸恵君） あの・・
- 議長（米本 隆記君） 立ち上がってください。
- 議員（6 番 池田 幸恵君） すいません。討論ってすごく大切な場だと思います。誤解のないように、発言をお願いしたいと思います。
- 議長（米本 隆記君） そのほか討論ありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから議案第 55 号を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔 賛成者起立 〕
- 議長（米本 隆記君） 起立者は 7 人であります。いいですよ、座ってください。
- 起立者は 7 人であります。議長を除いた今の出席議員は 14 人でありますので、可否同数です。
- したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。
- 本案について、議長は、可決と採決とします。
- したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

---

・ ・ ・

（日程第 9）議案第 56 号

- 議長（米本 隆記君） 議案第 56 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- 〔「議長」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（米本 隆記君） 10 番。
- 〔「一般会計ですよね」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（米本 隆記君） 議案 56 号です。さっき言いました。
- 議員（10 番 大森 正治君） はい、議長。
- 議長（米本 隆記君） 10 番、大森議員。
- 議員（10 番 大森 正治君） すいません、今の討論の中で、ちょっと頭が十分働いてなかったかなと思って、遅れまして、すいません。
- 教育費の中で、大山給食センターの釜が壊れたということで 6 か月間ほど使用できないということですが、ちょっとこれ影響が大きいのかなと思いますけども。別なメニューでそれは対応していくという説明がっておりますけども、耐用年数が 10 年、業者

では、ということですが、それを18年も使っていると。これはかなり頑張って使われたなどは思いますが、でもこれでよかったのかなと思ったもので、一応確認させてもらいたいと思っています。

これ、いつ壊れたんでしょうか。それからこの劣化状況というのはなぜ発見できなかったのかなあというふうに素朴な疑問を持ちました。これひょっとして点検方法に問題があったのではないかというふうなことも思いましたが、その辺り、担当課としてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

そして今後、どう対処して、こういう場合には対応していかれるのか、お聞きしたいと思っています。

○議長（米本 隆記君） 町長、質疑は、担当課ですか。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） はい。担当がお答えいたします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。まず初めに壊れた日ですが、4月12日金曜日に壊れました。で、劣化状況は把握はしております。毎年春と夏休み、2回点検してますんで、どういう状態かっていうのは把握しております。

で、この釜については、令和6年度の予算にも、当初計上はしてありましたが、次年度送りにしてありました。いろいろ買わないといけないものがほかにありましたので、この釜は令和7年に購入する予定としてたところ。あとIH釜ですが、大山給食センターには4個ありまして、大体常時使うのがそのうちの3個使いますんで、何とか工夫しながらやっていくということでございます。簡単ですけど、以上です。

○議員（10番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） あれですね。私も学校にいた関係上、子供たちの食に関わる食の安全に関わる問題にもつながってきますよね。事故がなかったからよかったですけども、ほかの学校では、ちょいちょい金属片が混じっていて、大変なことになりかけたというような事故もあっておりますので、これはやっぱり早めにね、もう、限界が来てるなら、予算要望もされたけども、次年度送りになったというところでもない、ちょっとこれは判断になっちゃうんじゃないかなっていう気が今、答弁聞きながら思いましたんでね。子供たちの安全安心に関わることはやっぱり最優先でやっていただきたいと思っています。

これちょっと要望的なことですが、今後どう思われますでしょうか。

○議長（米本 隆記君） すいません。今、あれですけど、もう間もなく12時になりま

すけど、本議案が、今日の会議が終わるまで継続したいと思いますので、そのように御承知ください。鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（米本 隆記君） お願いします。

○教育長（鷺見 寛幸君） はい、議員のおっしゃるとおり、安全点検について、不備があったということで、このような結果になったというふうにこちらは思っております。ですので、もう一度この点検方法について、検証を行いまして、このようなことがないようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### （日程第 10）議案第 57 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 57 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

---

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。  
会議を閉じます。

令和6年第3回大山町議会臨時会を閉会します。

---

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行います。

ご起立ください。一同礼。着席してください。

---

午後0時2分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 島田 一恵

署名議員 池田 幸恵